

# 令和8年度愛媛県移住支援事業の詳細について

令和8年4月1日

令和8年度愛媛県移住支援事業に関する詳細は、以下のとおりとする。

## (1) 移住支援金の支給

今治市、宇和島市、新居浜市、西条市、大洲市及び四国中央市（以下「県内6市」という。）は、申請時において、①に定める要件を満たす者のうち、②から⑤までのいずれかの要件を満たす者の申請に基づき、⑥に定める方法により、単身の場合にあっては最大60万円、2人以上の世帯の場合にあっては最大100万円の移住支援金を支給する。なお、申請日が属する年度の4月1日時点において18歳未満の世帯員（ただし、申請日が属する年度の4月2日が18歳の誕生日の者を含む。）を帯同して移住する場合は18歳未満の者一人につき最大100万円を加算する。

### ① 移住等に関する要件

次に掲げる（ア）、（イ）及び（ウ）に該当すること。

#### （ア）移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 移住先に住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住していたこと、又は東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法及び小笠原諸島振興開発特別措置法で規定される条件不利地域を有する市町村のうち、政令指定都市を除く市町村、及び平成22年国勢調査から令和2年国勢調査の人口減少が10%以上の市町村をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。（ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学を当該通勤とみなすことができる。以下同じ。）
- b 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住していたこと、又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。（ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3ヶ月前までを当該1年の起算点とすることができる。）

#### （イ）移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 県内6市のいずれかに転入したこと。
- b 移住支援事業及びマッチング支援事業に係る地域未来交付金の国の交

付決定がされた後であって、県において移住支援事業の詳細が公表された後に、転入したこと。

- c 移住支援金の申請時において、転入後1年以内であること。ただし、転入先が今治市、西条市及び四国中央市のいずれかの場合は、転入後3か月以上1年以内であること。
- d 移住先の市に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

(ウ) その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- b 日本人である、又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める「特別永住」者のいずれかの在留資格を有すること。
- c 申請者は、過去10年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が、5年以上経過し、18歳以上となり、県及び申請者の居住する市が認める場合を除く。
- d その他県及び申請者の居住する市が移住支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

## ② 就業に関する要件

次に掲げる(ア)又は(イ)に該当すること。

(ア) 一般の場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 勤務地が移住先の市に所在すること。ただし、①(イ)aの転入先が、今治市、新居浜市、西条市及び四国中央市(以下、「東予地域4市」という。)のいずれかの場合は、勤務地が東予地域4市のいずれかに所在すること。
- b 就業先が、県が移住支援金の対象としてマッチングサイト(愛媛の求人・移住総合情報サイト「あのこの愛媛」(<https://ano-kono.ehime.jp>))に掲載している求人であること。
- c 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
- d 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。ただし、転入先が今治市、西条市及び四国中央市のいずれかの場合は、申請時において当該法人に就業して3か月以上在職していること。
- e 上記求人への応募日が、マッチングサイトに上記bの求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。

f 当該法人に、移住支給金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

g 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(イ) 専門人材の場合

プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

a 勤務地が移住先の市に所在すること。ただし、①(イ)aの転入先が、東予地域4市のいずれかの場合は、勤務地が東予地域4市のいずれかに所在すること。

b 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。ただし、転入先が今治市、西条市及び四国中央市のいずれかの場合は、申請時において当該法人に就業して3か月以上在職していること。

c 当該就業先において、移住支給金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

d 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

e 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

**③ テレワークに関する要件**

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

(イ) 移住先でテレワークにより勤務する(原則、恒常的に通勤しない)こととし、かつ週20時間以上テレワークを実施すること。

(ウ) 地域未来交付金(デジタル実装型)又はこの前歴事業を活用した取組みの中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

**④ 本事業における関係人口に関する要件**

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 移住先の市が定める本事業における関係人口の対象であること。

(イ) 移住先の市が認める業種、家業等へ就業すること。ただし、移住先の市が、当該就業に加えて、移住先の自治会や関係団体が行う地域活性化や地域資源の維持管理等の取組への継続的な参加を求める場合は、移住先の市が認める取組に参加すること。

**⑤ 起業に関する要件**

県が行う起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を1年以内に受けていること。

## ⑥ 申請・支給方法

### (ア) 申請

移住支援金の申請者は、交付申請書、移住先の就業先の就業証明書及び本人確認書類に加え、上記①の要件を満たし、かつ②から⑤までのいずれかの要件に該当することを証する書類を移住先の市に提出すること。

### (イ) 支給方法

移住先の市は、(ア)の申請が上記①の要件を満たし、かつ②から⑤までのいずれかの要件に該当すると認めるときは、交付決定通知書を交付し、移住支援金を支給するものとする。

※申請・支給方法の詳細は、移住先の市にお問い合わせください。

## (2) 移住支援金の返還

移住支援金を支給した市は、移住支援金の受給者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、移住支援金の全額又は半額の返還を請求することとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして県及び当該受給者が居住する市が認めた場合はこの限りではない。

### ① 全額の返還

- (ア) 虚偽の申請等をした場合
- (イ) 移住支援金の申請日から3年未満に移住支援金を受給した市から市外に転出した場合
- (ウ) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合
- (エ) 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

### ② 半額の返還

移住支援金の申請日から3年以上5年以内に移住支援金を受給した市から市外に転出した場合

## 【各市のお問い合わせ先】

団体名	担当課名	電話番号
今治市	地域振興部 地域政策局 地域振興課	0898-36-1514
宇和島市	企画政策部 企画課	0895-49-7105
新居浜市	企画部 シティプロモーション推進課	0897-65-1251
西条市	市民生活部 移住推進課	0897-52-1476
大洲市	総合政策部 地域振興課	0893-57-9989
四国中央市	経営企画部 四国はひとつ課	0896-28-6168